

小金井市物価高騰対策給付金（子ども加算）

（2万円/18歳以下の子1人あたり）のご案内

- 物価高騰対策給付金（子ども加算）は、18歳以下の子どもを扶養する世帯のうち、令和6年度住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯や令和6年1月から令和6年12月までに予期せず家計が急変した世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、物価高騰対策給付金（1世帯あたり3万円）とは別に、申請期限までに**手続きが必要となる場合があります**。

支給額

対象世帯で扶養されている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子
1人あたり **2万円**

申請期限

令和7年5月30日（金）まで

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

扶養されている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子がおり、**基準日（令和6年12月13日）**時点で小金井市に住民登録がある、世帯全員の

- 令和6年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- 令和6年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

③ **扶養されている18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の子**がおり、**申請時点かつ基準日（令和6年12月13日）**時点で小金井市に住民登録がある、**予期せず**令和6年1月～12月の収入が減少し「**住民税均等割のみ課税相当**」の収入となった世帯（**家計急変世帯**）

以下に該当する世帯は除きます。

- 既に他自治体で3万円（2万円の子ども加算も含む）の給付を受けている世帯
- 租税条約に基づく住民税の免除を届け出ている方がいる世帯
- 令和6年度住民税課税者に税法上扶養されている住民税非課税世帯
（例）・親（課税）に扶養されている大学生の単身世帯（非課税）
・子（課税）に扶養されている両親世帯（非課税）など



支給までの流れ・支給時期は裏面をご確認ください。

支給までの流れ・提出期限・支給時期

小金井市から世帯の状況に応じて支給のお知らせ、確認書を送付

「支給のお知らせ」が届いた世帯

※2月中旬より市から順次発送

「確認書」が届いた世帯

※2月下旬より市から順次発送

小金井市から申請書類が送付されない支給対象世帯
(例)

- ・令和6年12月14日以降に新生児が生まれた世帯(令和7年5月30日まで)
- ・別世帯だが、扶養している児童がいる世帯
- ・令和6年6月4日以降に小金井市へ転入した住民税均等割のみ課税世帯
- ・予期せず令和6年1月～12月の収入が減少し「住民税が均等割のみ課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)
- ・令和6年度住民税が未申告の世帯等

提出期限

内容の変更がなければ**手続き不要**

※口座の変更や受給の辞退は支給のお知らせに記載の期日までにコールセンターへ

必要な書類と併せて
5月30日(金)までに返送



申請様式を市ホームページからダウンロード

必要な書類と併せて
5月30日(金)までに下記の窓口に提出(郵送可)

支給時期

振込予定日に口座振り込み

不備のない書類を、市が受理した日から
おおむね**30日後**に口座振り込み

お問合せ先 小金井市物価高騰対策給付金担当

【コールセンター】

TEL: 042-316-1655

FAX: 042-316-1656 (聴覚障がいのある方など)

【相談・受付窓口】

小金井市前原暫定集会施設 1階

(小金井市前原町3-33-27)

【受付時間】

○相談・受付窓口、コールセンターともに

平日 午前9時から午後5時まで



物価高騰対策給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

